平成２２年（フ）第３５号
福岡県京都郡苅田町神田町１丁目７番地12
破産者　日野　辰彦
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
福岡県行橋市南大橋３丁目４番29号　田中明宣方
破産者　籾井　美代
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
福岡県行橋市大字道場寺773番地３
破産者　原野千香子
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
福岡県行橋市北泉２丁目16番10号
破産者　吉元みちよ（旧姓八丁）
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０９６号
東京都豊島区南池袋３丁目13番５号
清算株式会社　藤澤建設株式会社
代表清算人　野原　千秋
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。

	（略称）
①　藤澤建設株式会社	清算株式会社
②　別表「弁済予定表」	別表
③　別表「債権者名」欄記載の各債権者	債権者
④　平成21年10月15日（特別清算手続開始決定日）	基準日
⑤　別表「配当基準額」欄記載の各金額	配当基準日

２　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、基準日までの原因に基づいて発生した債権（以下「特別清算債権」という。）とする。
３　端数の処理
権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
４　弁済の場所
本協定における弁済は、債権者の指定する銀行口座宛振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は債権者の負担とする。
５　債権の合算・債権者の変更
本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者毎に全ての債権を合算してひとつの債権とみなし、弁済額を決定する。
なお、基準日以降に債権の譲渡等により債権者に変更があっても、当該変更前の債権者の債権を基準として弁済額を算定する。
第２　別除権付債権
１　定義
本協定における別除権付債権とは、清算株式会社所有の不動産、その他の資産（以下「別除権付資産」という。）について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権、根抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する特別清算債権で、基準日までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。
２　弁済
⑴　別除権付資産は、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続にかかる諸費用（税金、仲介手数料等）を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受けうる金額の範囲で随時、別除権付債権の弁済に充てる。
⑵　別除権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
３　弁済後の残余債権
前記２の弁済によって弁済されなかった残額は、後記第３一般債権の例により弁済するものとする。
但し、後記第３の３⑴の第１回弁済時までに別除権付資産の換価処分が完了しない場合は、配当基準額を基準として後記第３の３⑴の一般債権弁済を実施するものとする。
第３　一般債権
１　定義
本協定における一般債権とは、特別清算債権のうち、別除権付債権に該当しない特別清算債権をいう。
２　債権債務の確認
債権者と清算株式会社とは、債権者が清算株式会社に対して平成22年４月30日現在有している債権元本の総額が、別表「債権元本残高」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。
３　一般債権の弁済
⑴　第１回弁済
①　一般債権に対する第１回弁済は、配当基準額を基準として行う。
②　債権者は、一般債権につき、以下の定めに従い、第１回弁済を受ける。
㋐　弁済額
一般債権に対する第１回弁済は、別表「弁済予定額」欄の「総合計」欄記載の金額（以下「第１回配当原資」という。）を基に、債権者の配当基準額にて按分した金額を㋑記載の方法により支払うことにより行う。
その金額は別表「弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「第１回弁済額」という。）。
㋑　弁済の方法
清算株式会社は、債権者に対し、本協定に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から10営業日以内に、第１回弁済額を弁済する。
⑵　追加弁済
①　清算株式会社は、債権者に対し、別除権付資産を含めた全ての資産の換価処分並びに後記第５の共益的債権及び優先債権の弁済（以下「優先・共益債権の弁済」という。）が完了したときから10営業日以内に、第１回弁済並びに優先・共益債権の弁済後存在する残余資金（以下「残余資金」といい、これに第１回配当原資を加算した金額を「合計配当原資」という。）を原資として、後記②記載のとおりの方法により算定された金額を以て追加弁済する。
②　追加弁済額の算定に当たっては、本件債権から別除権付資産の換価処分による弁済額を控除し、弁済の基準となる一般債権額（以下「確定一般債権額」という。）を算定した上、確定一般債権額を基準とした債権者毎の按分比率を以て、合計配当原資に乗じた金額（以下「確定弁済額」という。）を算出する。
以上の方法により算出された確定弁済額から第１回弁済額を控除した金額を以て債権者に対する追加弁済額とし、清算株式会社は、債権者に対し、当該金額を追加弁済する。
第４　債権放棄等
１　債権元本
債権者は、清算株式会社に対し、第１回弁済時、配当基準額から別表「弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。
２　利息・損害金
債権者は、一般債権のうち利息・損害金等の一切を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。
３　追加弁済時の取扱
前記第３の３⑵に基づき、清算株式会社が債権者に追加弁済する場合は、同追加弁済の限度で既になされた債権放棄は遡ってその効力を失う。
第５　共益的及び優先的債権の弁済
清算株式会社は、債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益的債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。
以上
（別表省略）
東京地方裁判所民事第８部